

4 新租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定は、平成二十四年一月一日以後に同条第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るものを除く。）について適用する。

5 新租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定は、施行日以後に国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来する法人税について適用する。

6 新租税特別措置法第六十八条の八十八第十九項の規定は、施行日以後に同項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項各号に定める期限又は日が到来した法人税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項の規定は、施行日以後に同条第十九項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用する。

8 施行日から平成二十三年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十 四項の規定の適用については、同項中「第六項まで、第九項及び第十一項」とあるのは、「第六項まで」

とする。

(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第一百三十七条 新租税特別措置法第六十八条の九十第三項及び第四項の規定は、同条第一項各号に掲げる連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額（当該連結法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）及び当該連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る同条第四項に規定する個別部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額（当該連結法人に係る同項に規定する特定外国子会社等の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額を計算する場合の同条第三項に規定する適用対象金額及び当該連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る同条第四項に規定する個別部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措置）

第一百三十八条 新租税特別措置法第六十八条の九十三の二第四項の規定は、同項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度に係る同項に規定する個別部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額（当該連結法人に係る同項に規定する特定外国法人の平成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に係るものに限る。）について適用し、旧租税特別措置法第六十八条の九十三の二第四項に規定する特殊関係株主等である連結法人の施行日前に終了した連結事業年度に係る同項に規定する個別部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定する部分適用対象金額については、なお従前の例による。

（中小企業者等以外の連結親法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第一百三十九条 新租税特別措置法第六十八条の九十八第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人の施行日以後に開始する連結事業年度において生じた連結欠損金額について適用し、連結親法人の施行日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。
（連結法人である農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例に関する経過措置）

第一百四十条 新租税特別措置法第六十八条の百一の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成二十四年四月一日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度における同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	
省令	(その売却した肉用牛が、財務省令
とし、財務省令	(平成二十四年四月一日から当該連結事業年度終了の日までの期間内にその売却した肉用牛が財務省令
事業年度	(当該売却をした日を含む連結事業年度開始の日から平成二十四年三月三十日までの期間(以下この項において「従前期間」という。)及び同年四月一日から当該連結事業年度終了の日

までの期間（以下この項において「経過期間」とい

う。）

が千五百頭

、千五百頭

が二千頭に当該従前期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数と千五百頭に当該経過期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数とを合計した頭数、当該従前期間及び経過期間内の当該免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計のうち当該合計した頭数連結事業年度（平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度を除く。）が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）附則第百四十条の規定により読み替えられた

第五項

第四項

連結事業年度が

第一項

前項

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第一百四十二条 新租税特別措置法第六十九条の五第一項、第七十条の二第一項及び第二項、第七十条の三第一項から第三項まで、第七十条の四第三項並びに第七十条の七第二項第五号及び第三項の規定は、平成二十三年一月一日以後の贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2 平成二十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に直系尊属からの贈与により財産の取得をする者（同年一月一日において二十歳以上の者に限る。）の当該財産に係る贈与税については、新租税特別措置法第七十条の一の三の規定にかかわらず、その者の選択により、旧相続税法第二十一条の七の規定を適用することができる。

3 新租税特別措置法第七十条の七（第二項第五号及び第三項を除く。）、第七十条の七の二、第七十条の七の四及び第七十条の八の二第一項の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする新租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三の三第五項又は第七十条の三の四第三項の規定によるこれらの規定に規定する修正申告書をその提出期限（平成二十三年六月一日以後に到来するものに限る。）までに提出しなかつた者に対す
る新租税特別措置法第七十条の十三の規定の適用については、同条第一項中「又は第七十条の三第四項」とあるのは、「第七十条の三第四項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十四条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の三の三第五項若しくは第七十条の三の四第三項」とする。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第一百四十二条 旧租税特別措置法第七十六条に規定する特定農業法人が、施行日前に同条に規定する農地の取得をした場合における当該農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2

旧租税特別措置法第七十七条第二項に規定する農業を営む者が、施行日前に同項に規定する農地利用集

税については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧租税特別措置法第七十九条に規定する認定がされた場合における同条各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する整備事業区域内の土地の所有権の移転の登記、同条第三項に規定する建築物の所有権の保存の登記又は同条第四項の認定民間都市再生整備事業計画に従つて建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 旧租税特別措置法第八十三条の二第一項に規定する特定目的会社が、施行日前に取得をした指名金銭債権に係る同項に規定する不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。
(酒税等の特例に関する経過措置)

第一百四十三条 新租税特別措置法第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、

第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項(これらの規定

中國税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八

(国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。) の規定を準用する部分を除く。) の規定 (以下この項において「新法の規定」という。) は、平成二十四年一月一日以後に新法の規定に規定する者に対して行う新法の規定において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の四第一項又は第七十四条の五第二号の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取 (同日前から引き続き行われていてる調査 (同日前これらの人に対しても当該調査に係る旧租税特別措置法第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十一条の二第二項の規定 (以下この項において「旧法の規定」という。) において準用する旧酒税法第五十三条第一項又は旧揮発油税法第二十六条及び旧地方揮発油税法第十四条の二の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。) に係るもの) を除く。) について適用し、同日前に旧法の規定に規定する者に対して行つた旧法の規定において準用する旧酒税法第五十三条第一項又は旧揮発油税法第二十六条及び旧地方揮発油税法第十四条の二の規定による質問、検査又は採取 (経過措置調査に係るもの) を含む。) については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項（これらの規定中國税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八（国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（石油石炭税の税率の特例に関する経過措置）

第一百四十四条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十三年十月一日前に課した、又は課すべきであった石油石炭税については、なお従前の例による。

2 平成二十三年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、原油（石油石炭税法第二条第一号に規定する原油をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素（同法第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下この条において同じ。）若しくは石炭（同法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下この条において同じ。）の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地

域から引き取られる原油若しくは石油製品（同法第二条第二号に規定する石油製品をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、同法第九条及び新租税特別措置法第九十条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき一千二百九十円
 - 二 ガス状炭化水素 一トンにつき千三百四十円
 - 三 石炭 一トンにつき九百二十円
- 3 平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条及び新租税特別措置法第九十条の三の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

- 一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき一千五百四十円

二 ガス状炭化水素 一トンにつき千六百円

三 石炭 一トンにつき千百四十円

4 平成二十三年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項（同法第十二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第二項の規定を適用する。

5 平成二十五年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

6 平成二十七年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法

第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、新租税特別措置法第九十条の二の二の規定を適用する。

7 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十三年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第二項の規定を適用する。

免 除 の 規 定	追 徹 の 規 定
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律	同法第十一條第五項
第十一條第一項	

第十二条第一項及び第二項

輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律

第十三条第三項

同法第十三条第五項において準用する関税定率法

（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項

租税特別措置法第九十条の四第一項

同法第九十条の四第七項

租税特別措置法第九十条の四の二第一項
租税特別措置法第九十条の四の三第一項

同法第九十条の四の二第五項
同法第九十条の四の三第五項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百十一号）第十条の三第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第二項又は第十二条第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する

協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条

協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律

(昭和二十九年法律第百十二号) 第二条第一項

8 前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十五年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

9 第七項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十七年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、新租税特別措置法第九十条の三の二の規定を適用する。

(特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減に関する経過措置)

第一百四十五条 平成二十三年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第

九十九条の三の三第一項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは「前条及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第百四十四条第二項」と、同条第五項中「前条第三号に定める税率」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第百四十四条第二項第三号に定める税率」とする。

2 平成二十三年十月一日から同年十二月三十日までの間における新租税特別措置法第九十条の三第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条及び第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは「第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）」と、「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、「同法」とあるのは「同法」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、「という。」を同項」とあるのは「という。」を同法第九十条の三の三第一項」と、「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利

及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納稅義務者）に規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭（租稅特別措置法第九十条の二の二第一項の規定の適用を受けた石炭」と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同条第三項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租稅特別措置法第九条の三第三項及び第五項」と、同条第三項中「国稅に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二）とあるのは「第二十三条（第一項第二号及び第四号）と、「準用される同項」とあるのは「準用される前項」と、「石油石炭税法第二十一条に」とあるのは「同法第二十一条に」と、「同法第二十四条」とあるのは「同法第二十五条」と、「第五号に係る

部分に限る」とあるのは「第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」と、「第二十五条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第一百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。

（特定の石油製品を特定の運送の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置）

第一百四十六条 平成二十三年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第一項の規定の適用については、同項本文中「第九十条の三の二第一号に定める税率」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一百四十四条第二項第一号に定める税率」とする。

2 平成二十三年十月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の四第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の一二第五項及び第七十四条の十三」と

あるのは「第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第二項を除く。）」と、「石油石炭税法第二十一条中」とあるのは「同法第二十一条中」と、「この条」とあるのは「ふの条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、「といふ。」を同項」とあるのは「といふ。」を同法第九十条の三の四第一項」と、「国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納稅義務者）に規定する原油等）」とあるのは「特定用途石油製品（租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品）」と、同号ハ中「原油等又はロに規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」と、同条第四項中「国税に係る共通的な手續並びに納稅者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号（ロ及びニ）とあるのは「第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項）」と、「準用される同項」とあるのは「準用される前

項」と、「準用される石油石炭税法」とあるのは「準用される同法」と、「石油石炭税法第二十一条に」とあるのは「同法第二十一条に」と、「第二十四条」とあるのは「第二十五条」と、「第五号に係る部分に限る」とあるのは「第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」と、「第二十五条第一項並びに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。

（石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付に関する経過措置）

第一百四十七条 新租税特別措置法第九十条の五第一項の規定は、同項に規定する石油化学製品の製造者が平成二十三年十月一日以後に同項に規定する特定揮発油等を原料に用いて同項に規定する石油化学製品を製造した場合について適用し、当該石油化学製品の製造者が同日前に当該特定揮発油等を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合については、なお従前の例による。

2 平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十日までの間における新租税特別措置法第九十条の五

第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「所得税法等の一部を

改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第百四十四条第二項第一号」とする。

（特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置）

第一百四十八条 新租税特別措置法第九十条の六第一項の規定は、農林漁業を営む者が平成二十三年十月一日以後に同項に規定する重油をその用途に供するため同項に規定する方法により購入した場合について適用し、農林漁業を営む者が同日前に当該重油をその用途に供するため当該方法により購入した場合については、なお従前の例による。

2 平成二十三年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の六第一項の規定の適用については、同項中「第九十条の三の二第一号」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第百四十四条第二項第一号」とする。

（石油石炭税の特例に関する経過措置）

第一百四十九条 新租税特別措置法第九十条の四第二項若しくは第四項、第九十条の四の二第二項、第九十条の四の三第二項、第九十条の五第五項、第九十条の六第二項若しくは第四項若しくは第九十条の六の二第五項又は租税特別措置法第九十条の三の三第二項若しくは第九十条の三の四第三項（これらの規定中國税

に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定（以下この項において「新法の規定」という。）は、平成二十四年一月一日以後に新法の規定に規定する者に対して行う新法の規定において準用する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の五第四号の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る旧租税特別措置法第九十条の四第二項若しくは第四項、第九十条の四の二第二項、第九十条の四の三第二項、第九十条の五第五項、第九十条の六第二項若しくは第四項若しくは第九十条の六の二第五項又は附則第一百四十五条第二項若しくは附則第一百四十六条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九十条の三の三第二項若しくは第九十条の三の四第三項の規定（以下この項において「旧法の規定」という。）において準用する旧石油石炭税法第二十三条の規定による質問、検査又は採取を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものと除く。）について適用し、同日前に旧法の規定に規定する者に対しても行つた旧法の規定において準用する旧石油石炭税法第二十三条の規

定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るものと含む。）については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九十条の四第二項若しくは第四項、第九十条の四の二第二項、第九十条の四の三第二項、第九十条の五第五項、第九十条の六第二項若しくは第四項若しくは第九十条の六の二第五項又は租税特別措置法第九十条の三の三第二項若しくは第九十条の三の四第三項（これらの規定中中国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七及び第七十四条の八（国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十四年一月一日以後に提出される国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の七に規定する物件について適用する。

（航空機燃料税の特例に関する経過措置）

第一百五十条 施行日前に課した、又は課すべきであつた航空機燃料税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九十条の八に規定する航空機が施行日以後最初に航行する時において、当該航空機に航空機燃料税法第十一条又は旧租税特別措置法第九十条の八第一項若しくは第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、

当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、施行日以後最初に航行する時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める法律の規定に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

一 新租税特別措置法第九十条の八の二第二項に規定する一般国内航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の八

二 新租税特別措置法第九十条の八の二第一項に規定する沖縄路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の八の二第一項

三 新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の九第一項

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特別還付金の支給に関する経過措置)

第一百五十一条 平成二十四年一月一日以後に新租税特別措置法第九十七条の二第十項第一号イに規定する特